

市営住宅の退去時にしていただくこと

【明渡し前にしていただくこと】

- 書類『明渡し届』の提出。
- ①～⑭までの必要事項の実施。(ご不明な点は、事前にご連絡ください。)
- 退去検査希望日時の連絡。
検査日時:『月曜日～金曜日(土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始を除く)の午前8時30分～午後5時00分までの間』(30分程度)
ご希望の明渡し検査日時を事前(希望日の1週間位前)に必ず(社)周南公営住宅管理協会
TEL0834-21-0700までご連絡ください。
- 検査合格→退去検査日までの日割家賃・駐車場代を精算
検査不合格→再度、検査日時の調整→再検査(再検査合格時に日割家賃・駐車場代を精算)

記

- ①畳の表替え(JAS2等のもの又は同等以上の品質のもの。※畳の裏返しではない。)と襖・障子の張り替え(襖紙は新鳥の子程度、継目は設けず1枚ものとする)を全て張り替えること。
入居期間の長短等に関わらず、張り替えてください。
※専門業者による張り替えであること。
※明渡し検査の際には、『領収書(内訳、枚数等のわかるもの)』を必ず持参すること。
- ②網戸を撤去すること。
- ③風呂浴槽・風呂釜・給湯器を撤去すること。(専門業者に依頼すること)
入居後に増設したガス・水道の分岐部分や蛇口を継ぎ足した箇所、宅内配線やコンセントの増設部分などを撤去(専門業者に依頼すること)して、入居時の状態に戻すこと。
入居後、手すり等を設置した場合には撤去すること。
- ④エアコンを撤去し、配管の穴はエアコンキャップで塞ぐこと。
窓枠の小窓などを改造して配管を通していた場合、元の状態に戻すこと。
- ⑤照明器具、コンロ、釘、フック、入居後に取り付けした棚、お守り、御札等を撤去すること。
- ⑥カーテンレールについては入居時より設置してあるので撤去の必要はありません。
- ⑦市で設置していないアコーディオンカーテンについてはレールも含め撤去をお願いします。
- ⑧入居者等の故意・過失問わず破損がある部分(ガラス・洗面器・便座等)は必ず取り替えること。
壁、扉等に破損(凹み、きず、穴が開いている、剥がれ)等がある場合、修繕していただく場合があります。また改造・増築部分等がある場合には、入居時の状態に戻すこと。
- ⑨部屋およびベランダ、倉庫等の清掃及びゴミ等不要物を撤去すること。
- ⑩壁・ガラスに貼ってあるシールなどをはがし、壁等に落書きがあればすべて消すこと。
- ⑪台所回り(流し台・換気扇内外の油污等)は特に入念に清掃し、吊り戸棚やステンレス棚、各部屋のガラス・サッシ等についても清掃すること。
- ⑫入居時に渡した鍵及びスペアキー等はすべて返還すること。(鍵の数:2つ以上)
※入居時に渡した鍵を紛失した場合は、明渡し検査日までにスペアキーを作成し返還すること。
- ⑬自転車、バイク等を駐輪場等に置いている場合、その処分または移動をすること。
- ⑭管理人に明け渡すことを伝えること。(自治会費や共益費等の精算なども含む)

- ⑮ 駐車場を使用している場合は、自動車保管場所管理運営組合の理事長に明け渡すことを伝えること
- ⑯ 住宅の管理人又は自動車管理組合長の場合は、変更届の提出をすること。また、次の方への引き継ぎを確実にすること。
- ⑰ 電気、ガス、水道、ケーブルTV、インターネットの解約、住民票の異動、郵便局への転送届等の手続をすること。
- ⑱ し尿汲み取りの解約手続をすること。対象住宅→(須金、中須、柏屋、須々万(旧)、遠石第2、松の前、西松の前、河原、高尾 23、24、26 棟、第2原)

※入居時に前入居者が設置したものについても撤去をお願いする場合があります。該当するものがあれば、必ず事前にご相談ください。

私は、上記のことについて説明を受け、確認しました。すべての事項につき承諾いたします。

令和 年 月 日

氏名 _____ 印

説明担当者:

退去時の畳と襖の張り替えについて

畳の表替え及び襖紙の張替については、原則として下記の仕様及び工法での施工となりますので、依頼される専門業者の方へご提示ください。

記

1. 畳表の仕様

原則、JAS2等のもの又は同等以上の品質のもの

区分	記号	摘要
・畳表の縦糸が綿糸のもの	2等	C2
		畳表の日本農林規格に定める2等のもの又は同等以上の品質のもの

(建築工事監理指針より抜粋)

2. 襖紙の仕様及び工法

仕様	工法
<ul style="list-style-type: none"> ・新鳥の子程度 ・継ぎ目は設けず一枚もの 	<p>上張り紙は、四周の周囲骨より 10mm 程度はみ出す大きさとし、周辺10mm 部分にのり付けし、周囲骨の側面に折り込んで張り付ける。</p> <p>縦かまちは、スクリーナ釘又は折合い釘を用いて、下方から滑らせて縦周囲骨に固着する。上下かまちは上下周囲骨に釘打ち留めとする。</p>

(建築工事監理指針より抜粋)

お問い合わせ先
 一般社団法人 周南公営住宅管理協会
 TEL 0 8 3 4 - 2 1 - 0 7 0 0